
東京地区協会新潟支所の廃止に伴う「地区協会規則」等の一部改正について

日証協 平19. 6. 29

東京地区協会新潟支所の廃止に伴い、「地区協会規則」及び「事務所の設置について」（理事会決議）の一部改正を行うこととした。

本改正等は、平成19年7月14日から施行する。

本改正等の趣旨・骨子及び新旧対照表等は、それぞれ以下のとおりである。

東京地区協会新潟支所の廃止に伴う「地区協会規則」等の一部改正について

平成19年6月29日

日本証券業協会

1. 改正の趣旨

東京地区協会新潟支所について、同支所機能を維持する上で必要な人員配置を行うことが困難になったことを理由に、別途の方法により同支所機能を確保する体制を整備することとしたうえ、同支所を廃止することとし、「地区協会規則」等の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

(1) 「地区協会規則」の一部改正

地区協会に理事会の決議により支所を置くことができることとする規定を削る。

(第2条第3項)

(2) 「事務所の設置について」(理事会決議)の一部改正

「新潟支所」の名称及び所在の場所を削る。

3. 施行の時期

平成19年7月14日から施行する。

以 上

「地区協会規則」の一部改正について

平成 19 年 6 月 29 日

(下線部分変更)

新	旧
(名称、所在地、管轄区域等) 第 2 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 (削 る)	(名称、所在地、管轄区域等) 第 2 条 (省 略) 2 (省 略) 3 <u>地区協会に理事会の決議により支所を置くことができる。</u>
付 則 この改正は、平成 19 年 7 月 14 日から施行する。	

「事務所の設置について」（理事会決議）の一部改正について

平成 19 年 6 月 29 日

（下線部分変更）

新	旧																														
本協会は、定款第 2 条、同第 62 条及び地区協会規則第 2 条の規定に基づき、次のとおり事務所を設置する。 1 主たる事務所 (現行どおり) 2 その他の事務所 <table><tr><th>名 称</th><th>所 在 の 場 所</th></tr><tr><td>北海道地区協会</td><td rowspan="3">} (現行どおり)</td></tr><tr><td>東北地区協会</td></tr><tr><td>東京地区協会</td></tr><tr><td colspan="2"><u>(削 る)</u></td></tr><tr><td>名古屋地区協会</td><td rowspan="6">} (現行どおり)</td></tr><tr><td>北陸地区協会</td></tr><tr><td>大阪地区協会</td></tr><tr><td>中国地区協会</td></tr><tr><td>四国地区協会</td></tr><tr><td>九州地区協会</td></tr></table>	名 称	所 在 の 場 所	北海道地区協会	} (現行どおり)	東北地区協会	東京地区協会	<u>(削 る)</u>		名古屋地区協会	} (現行どおり)	北陸地区協会	大阪地区協会	中国地区協会	四国地区協会	九州地区協会	本協会は、定款第 2 条、同第 62 条及び地区協会規則第 2 条の規定に基づき、次のとおり事務所を設置する。 1 主たる事務所 (省 略) 2 その他の事務所 <table><tr><th>名 称</th><th>所 在 の 場 所</th></tr><tr><td>北海道地区協会</td><td rowspan="3">} (省 略)</td></tr><tr><td>東北地区協会</td></tr><tr><td>東京地区協会</td></tr><tr><td>新潟支所</td><td><u>新潟市上大川前通六番町1215番地7</u></td></tr><tr><td>名古屋地区協会</td><td rowspan="6">} (省 略)</td></tr><tr><td>北陸地区協会</td></tr><tr><td>大阪地区協会</td></tr><tr><td>中国地区協会</td></tr><tr><td>四国地区協会</td></tr><tr><td>九州地区協会</td></tr></table>	名 称	所 在 の 場 所	北海道地区協会	} (省 略)	東北地区協会	東京地区協会	新潟支所	<u>新潟市上大川前通六番町1215番地7</u>	名古屋地区協会	} (省 略)	北陸地区協会	大阪地区協会	中国地区協会	四国地区協会	九州地区協会
名 称	所 在 の 場 所																														
北海道地区協会	} (現行どおり)																														
東北地区協会																															
東京地区協会																															
<u>(削 る)</u>																															
名古屋地区協会	} (現行どおり)																														
北陸地区協会																															
大阪地区協会																															
中国地区協会																															
四国地区協会																															
九州地区協会																															
名 称	所 在 の 場 所																														
北海道地区協会	} (省 略)																														
東北地区協会																															
東京地区協会																															
新潟支所	<u>新潟市上大川前通六番町1215番地7</u>																														
名古屋地区協会	} (省 略)																														
北陸地区協会																															
大阪地区協会																															
中国地区協会																															
四国地区協会																															
九州地区協会																															
付 則 この改正は、平成 19 年 7 月 14 日から施行する。																															